

平成 27 年度広島市男女共同参画審議会第 1 回基本計画検討部会
(DV 防止計画グループ) 会議録

1 開催日時

平成 27 年 6 月 29 日 (月) 10 時 00 分から 12 時 00 分

2 開催場所

広島市役所本庁舎 14 階第 7 会議室 (広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号)

3 出席者

(1) 委員 (50 音順) (7 名中 4 名出席)

篠原部会長、貴田委員、北仲委員、小出来委員

(2) 関係課 (広島市)

市民安全推進課長、児童相談所相談課長、教育委員会指導第二課長代理

(3) 事務局 (広島市)

人権啓発部長、男女共同参画課長、男女共同参画課課長補佐、男女共同参画課主幹

4 公開・非公開の別

公開

5 傍聴者

なし

6 会議次第

「広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」における現状と課題、施策の方向性についての検討

7 資料

資料 1 : 平成 27 年度広島市男女共同参画審議会の進め方について

資料 2 : 「広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」の見直しについて

資料 3 : 広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画の施策体系

資料 4 : 広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画の現状分析

資料 5 : 第 2 次広島市男女共同参画基本計画の現状分析 (基本目標 8)

資料 6 : 「第 2 次広島市男女共同参画基本計画」の指標及び数値目標等の変更について

8 会議内容

(1) 開会

(2) 議事

【篠原部会長】

DV防止計画グループの第1回基本計画検討部会ということで、お集まりいただきました。お手元の次第を見ていただきたいのですが、議事は、現在の基本計画における現状と課題です。さらに、施策の方向性についても検討しますが、今回と次回の2回で、まとめさせていただければと思います。

この審議会の基本計画検討部会は、基本計画グループとDV防止計画グループの二つに分かれています。まず、審議会全体の進め方について、課長からご報告いただきたいと思っています。

【男女共同参画課長】

(資料1について説明)

【篠原部会長】

次の議題に移ります。

広島市配偶者暴力相談支援センター職員に来ていただいていますので、現状についてご報告いただきたいと思っています。

【男女共同参画課主幹】

(報告資料1及び2について説明)

【篠原部会長】

何かご質問があれば、お願いします。

【北仲委員】

報告資料3の西部子ども家庭センターの相談受付件数には、市の配偶者暴力支援センターの件数は入っていないと考えていいですか。

【男女共同参画課主幹】

はい、入っていません。

【北仲委員】

それから、県の相談受付件数の6,032件には、市の974件は入っているのですね。県と同じように、この974件のうち、面接に来られた方が何人とか、その後どうなったのか、どのように解決したり、処理したりしたのかということが分かれば、教えていただきたいと思っています。

【篠原部会長】

県と市の様式を合わせるとのことですね。よろしくお願いします。

では、小出来委員のほうから、広島県警で把握されているDVの現状とか、あるいは課題について、ご報告いただきたいと思っています。

【小出来委員】

県警では、6月末の数字を出す作業をしております。現段階ではその傾向を交えながらお話をさせていただければと思います。

警察では認知件数という言葉を使用しており、いわゆる相談件数とは異なります。被害者が警察署へ相談される件数、それに110番対応や通報があるケースもあります。よって、警察としては、認知件数という言葉に従来から使っています。平成26年は、DVについては、1,588件です。平成22年は、644件ですので、数字を比較しても、2～3倍になっています。この激増ぶりというのは、いかにこのDV事案に対して、社会的な認知度や関心が高まっているかということを示すものでもあります。また、関係機関との連携も非常に高まっており、住民基本台帳の閲覧制限支援制度で、DV被害者が避難された場合に、市役所の担当課に相談し、その後、警察へ相談にお見えになるという方が、非常に多くございます。

6月22日の月曜日の中国新聞に、中国地方のストーカー被害増1,556件ということで、大きく出ています。DVとストーカーは、皆さん切り離して考えがちなのですが、例えばDV被害者の妻が避難後、夫から居場所を探すようなメールがあったり、付近徘徊ということになれば、これはDV防止法関連事案であると共に、ストーカー事案でもあるということになります。DVの被害者が、さらにストーカーの被害にも遭っているということは、実際に発生しております。中国新聞の特集は中国地方ですが、ほぼ全国的に、傾向はどこも一緒です。今年数字は、広島県でも、やはり昨年よりも上回る傾向にあります。日々業務で感じるのは、ご自身で被害を抱えていて、本当は警察や行政から支援を受けたくても、まだ相談に訪れてない、あるいは自分で何とかしようとしているという方も、非常にたくさんいるのではないかと思います。

また、若年者のDV、いわゆる恋人間の暴力行為、そして、高齢化社会で、やはり高齢者のDVも増えています。そうした中で、警察として、今どういう取り組みをしているかという点、まずは、被害者の方の安全確保を最優先とした対応を考えています。まだご記憶に新しいかと思いますが、長崎県で発生したストーカー殺人事件というのがありましたが、出発点は男女間のトラブルです。もし同棲している中で暴力があれば、当然DVの対応もしなければならぬ事案となってきます。DVとストーカーは非常に密接な関係にあると思います。しかし、長崎に住んでおられるご家族に被害が及んでしまったということで、どこに矛先が向くか分からないというのが、この種の事件の恐ろしいところです。

全国警察で、被害者の安全確保を第一に考えて、日々、連携を行っております。事件関連では、被害者と加害者の一時的な切り離しをさせていただくこととなります。例えば、一時的に、警察が加害者に対応している間に、避難するための時間的な余裕を被害者の方に提供させていただいて、その間にしかるべき行政機関も含めて、より良い方法で避難するような方向、あるいは生活支援に向けた取り組みを進めています。

次に、事案の危険性や切迫性ですけれども、相談者の中には、切迫して今すぐにも何とかしなければいけない方も、ある程度時間的なゆとりがある方もあります。警察が入って行くことで被害を誘うようなことになってはいけないので、相談当初の見極め、判断を非常に重要視しています。

一部新聞報道にもありましたが、警察では、DV事案、あるいはストーカー事案もですが、人身安全関連事案ということで定義付けられています。ストーカー、DV、あるいは行方不明、または高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待など、危険性や切迫性が高いものということ

で、人身安全関連事案という言葉を使っています。そんな中で、当然、県警としてもプロジェクトチームがあるのですが、各警察署でも対処要員が配置されています。とにかく被害を未然防止しなければいけない、そのために、これからの方向性として、行政や有識者の方々のお知恵を拝借しながら、被害に遭わないように、施策をあるいは対策を考えて進めているというのが現状です。

【篠原部会長】

委員の方でご質問や、さらに聞いてみたいことなどは、よろしいでしょうか。

続いて、予定では、報告資料4について平谷副部長からご報告いただこうと思っていたのですが、本日はご欠席ということで、課長から報告をお願いします。

【男女共同参画課長】

平谷副部長からは資料4、法テラス広島におけるDVの相談件数という形でお話をいただく予定でしたが、内容の方までは聞き及んでおりません。

【篠原部会長】

分かりました。

それでは、配布いただいている資料2について、課長からご説明いただきます。

【男女共同参画課長】

(資料2から6について説明)

【篠原部会長】

それでは、資料2と資料3、4の配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画の現状と分析、見直し、また資料5、6で、基本計画の指標見直しについて、委員の皆様からご意見を賜りたいと思います。

【北仲委員】

まず、啓発の方で、加害者更生の話をも別の項目に動かすというご提案がありましたが、資料にもありますように、加害者更生自体は法律もないし、方法も非常に難しいです。加害者にならない教育も難しいし、加害者になった人を立ち直らせるのも難しいですけれど、放っておいたらすごく危険なので、誰かが加害者を相手にしたり、「この加害者をそのまま置いておいて大丈夫か」という判断をしたりするのは、すごく大事だと思います。

ストーカーのケースで、警察の方が、危険度判定を去年ぐらいからなされていたのが、すごく良かったと思っています。とりあえず危険度判定をして、DVやストーカーで被害者を逃がして、加害者に「被害者に近寄るな」という保護命令を発令するのですけれども、命令だけして放っておいたら、多分暴れるので、これをどうするかというのは、絶対、社会の中のどこかで必要だと思います。

台湾では、加害者対策を法律に位置付けて、裁判所命令でやっているのですが、やっている中身の半分くらいは、更生プログラムではなくて、初期の、精神的に不安定な人を落ち着かせる、アルコール常習者を落ち着かせるとか、こういうことをやったら法律違反だと教えるというようなどころから入っていて、高度なことや、国もまだ手を出しあぐねて

いるようなことまで支援は難しいけれど、警察も心理の専門家など交えて何らかの知識を出し合って、対策を始めています。どういう加害者が危険だとか、加害者を暴れさせない良い方法はないかとか、少しマイナーで、大きな軸にはならないかもしれませんが、加害者への対策については、絶対にやったほうがいいし、少しでもできることがあるのではないかなと考えています。

続いて2番、相談支援体制のところですが、私は大学の中で、主には常勤の相談員2人で大体年間100ケースに対応しているのですが、ほとんどは面接に来るケースなのですが、最後まで対応すると、2人でヘトヘトなのです。ですから、広島市配偶者暴力相談支援センターでは、女性相談員3人でこの件数だとすると、「最後まで面倒をみるとしたら大丈夫か」とか、「どれくらいの忙しさ、大変さなのか」が気になって、実際の動きを教えてくださいたいという思いがあります。

それから、自立支援の段階、一時保護をした後、新しい生活を始める段階なのですが、広島市は、市外転出ならば生活保護での移転費用を出すという方針を持っているらしいと、何人かから聞きました。広島市内に住んでいた方が、市内で転居して新しく生活を始める場合、生活保護の転宅資金が広島市では出ない、市外転居でないと出ないという事例があるということです。いろいろなケースがありますから、佐伯区から廿日市に逃げるのなら良くて、佐伯区から南区に逃げるのは危険であるとは言えない。安全を守るため、という基準があるということですが、そういうところも含めて、より良い支援のあり方としてどうなのかという点で、非常に憂慮しております。

それから、ワンストップセンターについては、DVについての問題をきちんと分かっている方がひとまとめに対応されることが、被害が少なくて非常にいいと思うのです。そして、多分、全国的に困っているのが学校関係のことで、学校を転校させる場合、特に高校生では難しくなっているため、新しい生活を始めるときは、事実上の経済的な支援だけでなく、学校関係者との連携も必要です。

情報の漏れについてですが、二点ありまして、DVセンターや市民課など、直接対応される部署の方はよく知ってらっしゃって、住民票のことなども理解されているのですが、他の市町村の事例で、探偵が水道局に電話して、水道料金を滞納している人を聞き出した事件が何件かあったそうなので、やはり全職員を対象に、研修を実施するのは難しいですけど、いろいろな場面で危険があるということを確認してほしいと思っています。また、マイナンバー制度の導入について、この前、国会で、各自治体に、マイナンバーの通知の際に、DV被害者などの通知が夫のところへ郵送されることを防止する対応策を周知します、と答弁していただいたのですが、まだまだ周知されていないようなので、ぜひそのことも、情報漏れ対策として言い続けていきたいと思っています。

【篠原部会長】

先ほど小出来委員も言われていたのですが、事案の切迫性について、「事件を起こしかねないという、切迫性を感じた場合の加害者をどうするのか」というのは、具体的にはどのような状況なのでしょう。

【小出来委員】

北仲委員が言われた加害者対策は、もう既に、国の動きとしても大きな動きがございます。これまで、警察としても、被害者を守るということを前提にやっていましたが、今は、

被害者対策と加害者対策は車の両輪だと考えられています。北仲委員が言われた「加害者に対して何をするのか」ということですが、実は警察は従来から、被疑者あるいは加害者への対応をしてきました。やはり、加害者と話をしなければ分からないからです。通常、被害者から相談を受けて、加害者に会っていろいろな話をします。千差万別でひとくくりにはできませんが、特にストーカーなどの加害者は、執着心が強く、自分が正しいと、通常では考えられないような行動をしてくる場合があります。ですから、加害者更生について我々も国に聞いたりしてはいるのですが、なかなか全国的にも、それに特化した医師、学識経験者がまだいないとのことで、警察庁も、加害者対策を進めているところですが、全国的に波及して行くということにはなっていません。警察での職業教育の一環として、加害者対策に目を向けようということで、精神保健福祉の先生に講演していただいたりもしています。

先ほどお話があった「危険性判断」というのは、昨年からは始まっているのですが、統一した書式で被害者の方に答えていただいて、客観的に評価し、一つの基準として被害者にお伝えすることもあります。一つの試みとして、客観的な評価を行っているというのは事実です。

【北仲委員】

警察の方ではやっけていただいているので、その他のところに受け皿がほしいと思っています。うちは大学で心理の専門家もいるので、警察に来ていただいて注意していただいて、その後のケアや加害者対応もセットでできますが、他の場所ではそうもいかないの、ストーカー事案など、警察だけで対応したりしていると思います。DV対応とかストーカー対応をされるいろんな部署の方々が知恵を蓄えたりできればと思うのですが、例えば広島大学だったら大学の関係者同士のストーカー・DV事案なので、大学の関係者がずっと加害者の話をきいて対応していますが、それが市全体だとすごく難しいとは思っています。これは大きな政策の柱にはならないですけど、実は大事なことだと思っています。

【篠原部会長】

見直しの際にぜひ検討をしていただいて、一項目付け加えるぐらいの対応をお願いしたいと思います。

先ほどの被疑者という言葉ですが、事案が事件になると被疑者になって、逮捕という話になりますけど、もう一歩前、事案の時点でその加害者をどうするかというところで、やはり確保・拘束はできないのかもしれないけど、その人への対応というのは非常に問われていることです。それは警察でできる部分とできない部分があるということですので、できない部分を市のDV相談センターなどで対応を考えてもらえたらということだと思えます。

それから、相談員の方が3人ということなのですが、専任でフルタイムなのか、3名で十分なのかとか、年間件数の取り方というのでしょうか、継続しているケースなどあると思いますが、相談件数をトータルとしてどうカウントしているのか教えていただけますか。

【男女共同参画課主幹】

数字の取り方としては延べ件数です。ですから、一人の相談者と20回関わったら20件という取り方になっています。一人の相談者に、相談を何回も聞いた上で法律相談や各種手

続きもとなると、何回も同行支援を行うようになります。相談員の年休、同行支援、来所相談が一時に重なるとセンターとして身動きが取れなくなる日もあるし、相談が無い日もあり、3人で十分かどうかという判断は難しいです。

また、相談員の身分は嘱託で、勤務体制は、10時から16時45分までと10時15分から17時までを少しずらして10時から17時までをカバーしています。

【篠原部会長】

被害相談のとき、加害者に対して何か手を差し伸べるようなことは今までのところはしてないのでしょうか。

【男女共同参画課主幹】

加害者のほうは、対応していません。

【篠原部会長】

ありがとうございます。

いくつか北仲委員から出たことについて、課長からお話しいただきたいと思います。

【男女共同参画課長】

それでは、4点ございました。

何度も出ました加害者の件ですが、まず柱立ての中での変更は、今のところ考えていません。施策体系の柱として、加害者更生に対する取組という形で、いわゆる最終段階のようなもので掲げていますので、その前に加害者対応がまず入ると思います。それを、具体的に最後のほうの一つとして設けるとするのは確かにあるかと思いますが、加害者への対応というのは今のところ行っていませんが、実際に相談の中で、一つは被害者の方から加害者をなんとかしてくれないかという相談があるということ、ときどき加害者自身からも、自分自身を何とかしたいという電話もございます。ただ広島市は、プログラムを持ち合わせてないという状況ですので、最終手段としてはNPOを紹介したりしておりますけれど、果たしてそれがその方に適切なのかどうかということも分からないということもあります。そういう意味では、加害者対応というものが、やはり今後、必要となってこようかと思っています。

これについては、先ほど、警察関係では国の方で動きがあるということがございますけれども、内閣府の方では、まずはそういう対応をしているNPOなどから状況を聞き取るという形での予算がついたレベルですから、プログラム策定までには国の方も至っていないと思いますが、これはなかなか本市単独では難しいと思っています。

それから2点目、職員の待遇につきましては、非常勤嘱託ということで、もともと売春防止法に基づいて婦人相談員として各区に配置していたものを、DV相談センターが設置された時に一か所に集めたというような経緯がございまして、国の交付金を受けていることからなかなか身分を変えてまで、というのが難しいという状況がございます。正規職員で、そういう面接能力を持った者を充てると、異動などもあり、なかなか難しいという中で、今のところ、そういう体制でやっています。3人で十分なのかということも確かにあるのですが、ここは件数自体も増えたり減ったりという中でなかなか要求しにくいところもございます。

そして最後まで被害者を見届けているかという点、そうではないのですが、理由の一つとしては、匿名の相談者がかなり多いということがあって、特定のカルテを作って、ずっとその方を追っていくというのが実はなかなか困難です。来所面接まで至らないケースが多いということ、そして自立支援やあるいは一時保護になってくると、そこからは生活保護担当課や県のこども家庭センターへ任せたりするという点で、最後までDV相談センターか所で一人の方をずっと追っていくという体制ではありません。

それから自立支援の中で、生活保護の転宅資金の関係については、確認させてください。

それから、最後、ワンストップセンターの関係でマイナンバー制度の漏えいに繋がることは確かにあると思いますので取り組むようにしたいと思います。

そういう住民基本台帳、住居の関係の情報を持っているセクションの統括は企画総務局になるのですが、そこから、探偵を使った事件が起きた後に、注意喚起の通知を全職員に発しました。今まで窓口職員研修といっても福祉関係課等を対象に行っていましたので、場合によってはそういうことも含めた別の形のものを構える必要はあろうかと思えます。

それから学校については、やはりなかなか難しい。学校だけではなく保育園なども意外と認識が薄いという点は確かにあると思いますので、その辺りは検討したいと思います。

【篠原部会長】

昔から高校レベルになると、転校がより難しいです。

北仲委員、よろしいでしょうか。貴田委員、何かありますか。

【貴田委員】

何点かあるのですが、加害者自身が、自分が加害者だと気づくことはなかなかないと思うのです。企業などでは、パワハラとかセクハラとか研修があるのですが、DVの研修として、「こういうことはDVなんだよ」ということを、被害者だけではなくて加害者が気づくようなプログラムをしていったらどうかというのが一点と、もう一つ、面前DVで子どもたちが何も言えずに苦しんでいるということで、そういう子どもたちに対して、「誰かに相談していいのよ」というようなお話を、たとえば小学校低学年とか幼稚園、保育園の年長さんに対してでも、先生たちで、気が付いている人ができればいいと思います。

例えば保育士さんは、私はこれを誰に言ったらいいのだろうと、結構悩んでいます。そういうケースを見つけたときに、保育園の園長先生に言うとか、巡回カウンセリングをしている人たちに中に入ってもらうとか、そういうような形でDVの負の連鎖を止めるということで、小さい子どもたちのケアが必要なのではないかと思っています。

もう一つ、人権の問題で、直接DVには関係ないのですが、4月の市長選と市議員選挙のときに、選挙はがきが封筒で全員分が世帯主宛てに届いたのです。それで、問い合わせしたところ、国の方針で、予算の削減のために指導があったようでした。広島市は今回、570万円ぐらい削減したようですが、世帯主はほとんどが男性になっていて、今度18歳以上の子どもたちが選挙権を持つということになると、世帯主の名前で子どものはがきも一緒に入ってくるわけですね。あれほど投票率を上げなさいと言いながら、家族分まとめて安けりゃいいというのは、私はどういう選挙管理委員会の考えなのかと思っています。やはり一人一人に送って来て、「あなたには選挙権がありますから、選挙に行ってくださいね」というのが、最もまんべんなく広報できる方法だと思うのです。参画です

ね。男性はあまり感じないかもしれないのですが、世帯主でない人にとっては、「私には選挙権がないの」と感じると思うので、ぜひ、直接は関係ないけれども、そういう視点でいろんな行政をしていただきたいと思います。

もう一つ、社会保障制度で、世帯主が会社の健康保険に入っていて、妻の収入が130万円よりたくさんあると、国保に入らないといけない。私の感覚では、妻の名前で、妻が申請して、妻の名前で請求が来ると思っていたのですが、世帯主が申請をして世帯主が保険料を払うことになっていて、それもどうかと思います。今、この法律をすぐ変えるというのは難しいですけれども、それをおかしいと言う私の友だちがいて、区役所に相談に行ったら、あなたが住所を変えて世帯を別にすればいいですよと言われた、と憤慨していました。やはり、男性と女性が差別されている部分があると思いますので、ぜひ市として考えていただきたいと思います。

もう1点は、女性や子どもに対する性暴力などの根絶に向けた対応で、今日、北仲先生も来られていますが、県内の女性団体の方々が先日、県知事宛てに、性暴力被害者を支援するワンストップセンターの設立に向けてということで働きかけをされています。広島市も県と一緒に、ワンストップセンターを作っていただけたらということで、ぜひ働きかけをお願いしたいと思います。

【篠原部会長】

DVの場合、情報漏えい対策も大事だけれども、むしろ、個人情報について、世帯主を主として考えると、DV被害者保護は成り立たないということになってしまうわけですね。逃避しているときに選挙があれば選挙権が行使できないという、非常に人権問題になりかねないことなのですね。一人一人別々に有権者に送られていたとすれば、宛先が変わるということがあると思います。

【人権啓発部長】

まず選挙制度は、住民基本台帳を基にしています。今までははがきで送っていましたが、今回変えた大きな理由は、郵送料というのは別の話で、選挙前投票するときに、今までは投票所に行ってから申請書を書いていたのですが、今回はその申請書も封筒の中に入っています。書き込んで投票所に行って、すぐに投票できるのが今回の大きな目玉ですが、そうするとはがきではできないので、封筒に入れたというのが一つの理由です。送るときにばらばらに送ればいいのかという議論なのですが、封筒を各自に送るということになると、それだけで値上がりになります。

それから、世帯主が夫の方が多くて、入場券を渡さないというケースが出てくる恐れは確かにあると思います。そこは改善すべき点もありますけれど、これはあくまで入場券ですから、入場券がなくても当然投票ができますし、この点は選挙管理委員会がずっとPRしています。ただ、住民票の住所があるのを原則として投票員名簿が作られますので、住民票を置いたまま逃避しているDV被害者の方の場合も、住民票の住所地での投票になります。国民健康保険の場合は、今は住民票がなくても作る制度にしていますが、選挙はまだそういう形ですので、法律を変えない限り、ちょっとそのあたりはまだ難しいだろうということです。

【貴田委員】

選挙はがきを世帯主宛てに送るということで、DV被害者に渡る可能性が少なくなるわけですが、今までののはがきだったら、転送手続きを取れば手紙は手元に届きますよね。国の方針は必ずしも世帯主にまとめて送らなければならないとはなっていないようなので、ぜひ一人ずつに送っていただきたいと思います。

【人権啓発部長】

厳密に言うと、あまりそこを言うと、本当は選挙権がないのではないのかという議論になるのです。一応、住民票の制度でありますけど、実質そこに住んでない場合は、選挙権がないという判断をするので、実質的な居住実体がないというのは、選挙制度からすると、本来、おかしい話になるのです。

【篠原部会長】

このことも一つの課題だとは思いますが。

【人権啓発部長】

実際に別々に送るどうかについては、恐らくそこまで詰めてなかったのではないかと思います。

【篠原部会長】

こういう意見がこの審議会から出たということで、選挙委員会にお伝えいただければと思います。

それから面前DVについて、トラウマや二次被害ということでは、教育委員会、児童相談所としては、どのような状態なのでしょう。それから、市民安全推進課の方からも一言いただければと思います。

【児童相談所相談課長】

児童相談所相談課長です。

今、面前DVでの子ども被害がとても多くなって、虐待は、今までは身体的な虐待が一番多かったのが、昨年度くらいから、心理的な虐待が一番になっています。目の前でDVを見ている子どもたちが増えてきたという現象もあります。特に警察からの通報が多くなっていて、そのほとんどがDVの関係です。警察から通報をいただくときは、被害者側、ほとんどは女性なのですが、お母さんにも確認した上で連絡先も含めて通告していただいているので、直接、児童相談所から被害者であるお母さんに連絡して、関り方を確認する中で、場合によっては、加害者であるお父さんの方にも指導を入れることができるケースもあります。そういった意味では、お母さんに確認を取りながら、セッティングを頼めれば、加害者にどう関わって行ったら良いかということはあるかなと思っています。

それから、今、いろいろな関係機関を通じて、ポスターなどにより、児童相談所への相談を子どもたちができるように周知しているのですが、その中で、さっき言われた、殴られたり、直接暴力を受けることが虐待に当たることはよく周知されているのですが、目の前でお母さんが殴られている場面を見た場合、それも虐待に当たるんだよということは、子どもたちにも、先生方にもまだ周知されていないので、そういった場面を目の前で見

たときには、児童相談所へ相談していいんだよということを、ぜひ伝えていきたいと感じています。

【篠原部会長】

ありがとうございます。

定刻になってしまいましたが、市民安全推進課長からも一言お願いします。

【市民安全課長】

先程、ワンストップサービスの関係がありましたが、性犯罪はもとより犯罪被害者の支援というのは、我々の業務になっています。その中で、ワンストップ支援センター設立に向けて、今、県が一生懸命頑張っておりますが、我々もそれにいろいろ協力しております。今日も午後から女性被害の研究会あるいは幹事会があり、先般は大阪の「サチコ」という支援センターの方が講師をされた講演がありましたので、そういったものを聴いて認識をしながら、県と一緒に検討をしています。やはりワンストップセンターの一番の課題は病院の先生で、ここでの協力が一番重要なので、関係機関含めて、一緒に検討を進めているところです。

【篠原部会長】

ありがとうございました。学校現場のほうの状況説明をお願いします。

【指導第二課長代理】

学校現場では、やはり先生方が子どもと接する中で、何か気になることがあれば声をかけたり相談をしたりということは行われていると思います。関係機関との連携という面もこれからというところです。

【篠原部会長】

DVの面前被害であれば、小学生とかかなり低学年からの話になるのですが、今、高校生からいわゆるデートDV、若年者の間でのDVが非常に増えているのではないかというのが県警の方からもありまして、まだ数字がつかめてないのですね。政令指定都市でもいろいろ手はつけ始めている状態なのですが、そのあたりの検討はどうでしょうか。特に、高校ですね。

【指導第二課長代理】

数字の把握を今後どうしていくか、それは、関係課とも連携しながら必要な検討をしていこうと思います。

【篠原部会長】

本市はリーフレットを作って配布しているのですが、それが全員にまず行き渡っているかどうかの確認をどうとられているのかとか、今後の対応とか対策、高校生の間のデートDVの問題は、看過できない状況にあると私は思っています。ぜひその辺りもご検討いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

資料5、6については、数字的な目標の変更ということですので、ご異論がなければこれ

でいこうと思います。最後のところ、DVの被害を受けた後、公的機関に相談した人の割合を出すのではなくて、相談しなかった割合を減らすという方向でよろしいでしょうか。では、資料5、6についてはそのようにお願いしたいと思います。

それでは本日の審議会はこれで終了したいと思います。

お疲れさまでございました。